

令和5年度 第1回「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

【日 時】令和6年3月28日（木） 午前10時～正午

【場 所】市役所3階 庁議室

【出席者】中島 芳昭、松本 城洲夫、辰巳 真司、山本 冬彦、藤原 直、岡本 聡子、
山口 純弘、田村 賢一、田中 洋、鶴岡 弘美、金 和子

（事務局）

土井（市民人権部長）、笹野（人権・市民協働課長）、北村（人権・市民協働課長代理兼人権・
男女共同参画係長）、加茂（人権・男女共同参画係副主任）

【傍聴者】なし

【次 第】

・委嘱状交付

・会長・副会長選出

委員から事務局一任との声を受けて、事務局より、会長に中島芳昭委員、副会長に松本城
洲夫委員を推薦し、異議なしにより選出。

・会長あいさつ

・議事案件

1. 「富田林市人権に関する市民意識調査結果」について

2. 「富田林市立多文化共生・人権プラザ（愛称：TONPAL（とんぱる）」について

3. 「LGBTQ・ALLY カンパニー認定制度」について

【会議録】

※委員の発言につきまして、補足説明が必要な個所に一部修正を行っています。

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和5年度「富田林市人権尊重のまちづく
り審議会」を開催させていただきます。委員の皆さまには、大変お忙しいところ、ご出席を
いただきまして、誠にありがとうございます。

会議に先立ちまして、まず、本審議会について、ご説明をさせていただきます。本市では、
平成13年に「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、これに基づき、すべての人
の人権が尊重された、潤いのある豊かなまちの実現に向けて、さまざまな施策に取り組んで
いるところでございます。また、本条例では、市や市民が果たすべき役割に加え、市長の諮

問に応じて、人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議することを任務とする本審議会の設置が規定されております。皆さまには、その審議会の委員としてお願い申し上げる次第でございます。

今回、新たに会議を開催いたしますので、まず初めに委嘱状の交付を行います。本来ですと市長が出席し、委員の皆さまへ委嘱状を交付すべきところでございますが、公務のため出席ができませんでしたので、大変申し訳ありませんが、本日は机の上に置かせていただいております。委員の皆さま方には、本日より2年間の任期となっておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回、委嘱後、初めての審議会となりますので、各委員の皆さまを名簿順にご紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。

まず、1号委員として、

市議会より、辰巳 真司（たつみ しんじ）様
同じく、寺尾 千秋（てらお ちあき）様

2号委員として、

元市立津々山台幼稚園 園長の、中島 芳昭（なかじま よしあき）様
元龍谷大学 非常勤講師の、松本 城洲夫（まつもと しずお）様
関西大学 名誉教授の、山本 冬彦（やまもと ふゆひこ）様
本市LGBTQ施策推進アドバイザーの、藤原 直（ふじわら なお）様

3号委員として、

富田林市人権擁護委員協議会富田林市地区委員より、岡本 聡子（おかもと さとこ）様
富田林市民生委員児童委員協議会より、吉田 美代子（よしだ みよこ）様、本日欠席とお伺いしています。

富田林市人権教育推進センターより、山口 純弘（やまぐち よしひろ）様

富田林市人権協議会より、田村 賢一（たむら けんいち）様

富田林市企業人権協議会より、則武 みのり（のりたけ みのり）様、本日欠席とお伺いしています。

富田林市シニアクラブ連合会より、山本 昭二（やまもと しょうじ）様、本日欠席とお伺いしています。

富田林市身体障害者福祉協会より、田中 洋（たなか ひろし）様

本市男女共同参画センターウィズ登録団体連絡会ウィズネットより、鶴岡 弘美（つるか ひろみ）様

とんだばやし国際交流協会より、金 和子（きむ ふあじゃ）様

以上でございます。

また、過半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、人権尊重のまちづくり審議会規則第6条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

市民人権部長の土井です。

人権・市民協働課 課長代理兼人権・男女共同参画係長の北村です。

同じく、人権・男女共同参画係の加茂です。

そして、人権・市民協働課長の笹野でございます。

よろしくお願いいたします。

本審議会は、「会議の公開に関する指針」に基づき、公開する会議となっております。傍聴を希望する方がおられる場合には、傍聴を認めておりますが、現在のところ傍聴される方はおられません。

また、本審議会の会議録作成のため、議事内容を録音させていただきますことに、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

会議録の公開につきましては、本審議会では以前より、委員名を実名表記で公開することとしておりましたので、今任期中につきましても、同様に実名表記とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認ですが、事前にお送りしております資料をお持ちいただいておりますでしょうか。

資料① 富田林市人権に関する市民意識調査結果（案）

資料② 富田林市立多文化共生・人権プラザ 資料

資料③ LGBTQ・ALLY カンパニー認定制度 資料

お持ちでない方がおられましたら、お知らせください。

本日、机の上にご用意させていただきました資料は、

●会議次第

●委員名簿

●富田林市人権尊重のまちづくり条例

●富田林市人権尊重のまちづくり審議会規則

揃っておりますでしょうか。

それでは、会長・副会長の選出をお願いしたいと思います。

会長・副会長につきましては、審議会規則第5条の規定により、委員の互選によるとされておりますが、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

(事務局一任の声あり)

ただ今、事務局一任のお声がありましたので、事務局から、ご指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、事務局にてご指名させていただきます。会長でございますが、長年、本市において子どもの問題にかかわっておられますこと、「富田林市人権行政推進基本計画」「第2次富田林市人権行政推進基本計画」の策定に携わっていただきました中島委員を、副会長には、さまざまな自治体において人権に関する計画や、本市においては、長年、「富田林市人権行政推進基本計画」の策定に携わっていただきました松本委員にお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長に中島委員、副会長に松本委員にお願いしたいと思います。

中島委員、松本委員、前の席へ移動をお願いいたします。

それでは、会長・副会長を代表しまして、中島会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

(中島会長)

ただ今、会長に選出していただきました、中島でございます。

前回に引き続いて会長をさせていただきます。松本副会長とともに、よろしく申し上げます。スムーズな議事進行に努めて参りたいと思います。皆さまのご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、これよりの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(中島会長)

それでは皆さま、どうぞよろしく申し上げます。冒頭なんですけど、マイクはないということなので、できるだけ大きな声でゆっくりとご発言いただきたいと思います。よろしく

お願いします。マスクを取っても構いません。ちょっと聞き取りづらいと思いますので、マスクを取ってやらせていただきます。よろしくお願いします。

本日の案件といたしまして、案件1「富田林市人権に関する市民意識調査結果」について、案件2「富田林市立多文化共生・人権プラザ」について、案件3「LGBTQ・ALLY カンパニー認定制度」について、でございます。限られた時間ではございますが、委員の皆さまからの忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では早速審議に入りたいと思っております。委員の皆さまには事前に事務局から資料が配布されていると思っておりますが、先ほど確認がありましたので、全員の方がお持ちいただいているということですね。

では、最初の案件であります。案件1「富田林市人権に関する市民意識調査結果」について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、「富田林市人権に関する市民意識調査結果」につきまして、ご報告させていただきます。

まず昨年度の審議会でも報告させていただいておりますので、まず簡単な概要を先に報告します。今回の意識調査は回答用紙での回答に加えて、インターネットを活用したオンライン回答も可能としましたが、回収率は、前回の31.8%から、24.1%に低下し、大阪府調査の44.2%に比べても低くなっています。

性別では、前回は男性の割合が低下していましたが、今回は女性の割合が37.2%から25.3%に低下しています。

年齢別では、全体的に前回調査より減少しており、年齢が下がるにつれて回収率が低くなっている傾向は前回と同様です。「18～29歳」が12.0%と前回調査と同じく、最も低くなっています。回収率が最も低下しているのは、「60～69歳」が32.4%で、10.8ポイント低下しています。

単純集計結果は昨年度ご報告させていただきましたので、本日は95ページの「調査結果の比較・分析」についてご報告します。

ここでは、クロス集計や、今回の結果と大阪府との比較、また前回との比較で見られる傾向を掲載しております。その他の比較や今後の取組みについて補足説明しながら、ご説明させていただきます。

まず、問1:人権問題の認知度について、年齢別で差をみてみますと、「刑を終えて出所した人やその家族の人権問題」が40歳代91.5%、70歳以上59.3%で、32.2ポイントで最も差が大きく、次いで、「インターネットによる人権侵害」では、18～59歳が、どの年齢層でも約95%で、いちばん高い40～49歳代が96.6%であるのに加えて、70歳以上では69.1%で27.5ポイントの差があります。続いて、「犯罪被害者やその家族の人権問題」が40歳代93.2%、29歳以下66.7%で、26.5ポイントと続いています。

「子どもの人権問題」が、60歳代 98.8%、70歳以上 91.4%が7.4ポイントで最も差が小さいものです。

前回、いちばん年齢による差が大きかった、「部落差別」については、50歳代が97.2%であるのに対し、18～29歳は73.3%で、前回調査では48.9%でしたので、18～29歳の認知度は上がっていますが、23.9ポイントの差が開いています。「外国人の人権問題」についても、40歳代と70歳以上では認識に差が見られました。このほか「HIV陽性者・ハンセン病回復者等」「性的マイノリティ」の人権問題についても年齢層で認知度に差がありました。

このように、人権問題によって、年齢間で認知度に差があり、認知度の低い人権問題については、年齢を考慮した研修・啓発の機会を設け、その底上げを図る必要があると思われます。

また、大阪府と比較すると、「同和問題」の認知度では、本市では29歳以下は73.3%であるのに対して、大阪府では76.4%と本市の方が3.1ポイント低くなっていますが、前は7.7ポイントの差がありましたので、大阪府調査との差は縮まっています。

次に、問2:人権上問題があると思う行為については、「HIV感染者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」ことについて、『問題はない』と思っている人の割合が大阪府よりも低くなっており、HIV感染者やハンセン病回復者に対する認識について、前回よりは改善が見られたように思います。

また、「ホームレスを避ける」ことについては、約5割の人が『問題はない』と考えており、大阪府調査と同様に、ホームレスを避ける傾向がみられまして、特に20歳代以下の約5割、他の年齢層でも約3割が『問題はない』と考えており、前回調査から引き続き、ホームレスに対する認識に課題が見られます。

また、性別や年齢によって、障がい者や高齢者、性的マイノリティに対する考え方に差がみられたことから、今後の取組みとしては、性別や対象年齢に考慮しながら、人権問題に対する正しい認識や、人権意識を高めてもらえるような啓発、学習機会の提供を行っていくことが必要であると思われます。

次に、問3:住宅を選ぶ際に重視する立地条件ですが、大阪府と比較すると、「校区の教育水準や学力レベルの評判」、「日照・眺望」、「周辺の住宅（戸建て・集合・持ち家・賃貸など）の状況」という割合が高く、一方、「近隣に外国籍住民が多いか」、「近隣に同和地区があるか」の割合が低くなっています。

この外国籍住民と同和地区についてみると、同和地区に対する忌避意識では、30歳代が16.7%で最も高く、50歳代が15.3%、60歳代が12.3%と、これらの年齢層で高くなっておりまして、外国籍住民についても、同じく30歳代が11.1%で最も高く、次いで60歳代が9.9%、50歳代が8.3%と高くなっています。

以上のことから、30歳代と50歳・60歳代において忌避意識が高いことがうかがえます。

ページをめくっていただいて、96ページ問4:就職差別につながるおそれがある採用選考時の質問を、すべて問題があると認識できている人の割合は、今回調査では3.9%で、前回

の4.4%より低くなっています。年齢別では、40歳代が6.8%で最も高く、次いで30歳代、60、70歳代と続いており、20、30歳代が0%で最も低くなっています。

全体的な結果としては、すべて問題があると知っているという人は、どの年齢層でも約1割に満たない状況であることから、それぞれの質問が人権課題とどのように結びつくのか具体的に示して意識を高めるなど、特に就職採用などの機会が多いと思われる若い世代を中心に、あらゆる年齢層を対象に啓発を強化する必要があると思われます。

ページをめくっていただいて、98ページ、問5:結婚相手などパートナーについて重視することですが、すべての年齢層で一番重視しているのは、「人柄・性格」「趣味や価値観」です。「家事や育児に対する理解と協力」については、40歳代以下は約5割が重視しているのに対して、50歳代以上では約3割となっており、年代によるギャップがみられます。

99ページ、問6:結婚についての意識では、男性では当人同士の合意があれば良いと考える人が54.4%に対し、女性では当人同士の合意に加え周囲の意見を考慮する傾向があることが分かりました。男性では、20歳代以下、40歳代、60歳代以上で「当人同士の合意があれば良い」がいちばん多く、30歳代、50歳代では「当人同士の合意も、家族や親戚、友人など周囲の意見も、どちらも大事だ」が最も高くなっています。一方、女性は、「当人同士の合意があれば良い」が最も高いのは20歳代以下のみで、それ以外の年齢層は「当人どうしの合意も、家族や親戚、友人など周囲の意見も、どちらも大事だ」が最も高くなっています。

100ページを見ていただきまして、問7:障がいのある人に関する人権問題では、ほとんどの項目で「あってはならない」が8割以上ですが、「学校の受け入れ体制が十分でないこと」を、仕方がないと思う人が12.8%、わからないが6.7%ありました。

問8:日本に居住している外国人に関する人権問題は、就職・住居・宿泊において差別的な扱い、ヘイトスピーチ、文化や生活習慣の違いからの嫌がらせについては8割を超える人が「あってはならない」と答えているのに対して、「子どもに対して、自国の文化や生活習慣に合った教育が行われにくい」28.1%、「政治に意見が十分反映されない」20.3%、「仕方がない」と考える人がいました。

問9:部落差別については、「あってはならない」「どちらかといえばあってはならない」のうち「あってはならない」を選んでいる人が多く、すべての項目で、「あってはならない」が8割を超えています。「仕方ない」との回答が多いのは「どこが同和地区なのか問い合わせる」が11.7%となっています。

101ページ:性的マイノリティに関する人権問題については、「仕方がない」が他と比べて高い項目としては、「性的マイノリティへの理解や認識が不足している」17.7%、「パートナーがいても、婚姻と同等に扱われない」16.7%、「性的マイノリティに対する相談や支援体制が十分でない」10.8%となっています。

インターネットにおける人権侵害について、「あってはならない」、「どちらかといえばあってはならない」は全ての項目において約9割を超えています。そのなかで、積極的な気持ちが少ない項目は「書きこんだ人を特定するための手続きに時間がかかる」「捜査対象の未

成年者の名前・顔写真が掲載される」「インターネット上に掲載されると削除や訂正に時間がかかる」について、仕方がないと思える人が多くなっています。

ページをめくっていただきまして、102 ページ、問 13:人権や差別についての基本的な認識についてですが、「差別は人間として恥すべき行為で、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」や、「差別問題に無関心な人にも、理解してもらうことが必要」と思う人が約 9 割いる一方で、「どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」と思う人が約 7 割あり、差別は完全にはなくならないと思っている人も多くいることがわかりました。この結果は前回調査とほぼ同じ結果です。

また、前回調査と比較すると、差別の解消に悲観的に考えている人が増加しており、また、「差別される人が自ら受け入れられるようにする」とか、「差別の原因を当事者に求める」人の割合が、前回調査より減少傾向にはあるものの、依然として 3 割ほど存在することがわかりました。

103 ページですが、この問 13 の人権や差別に関する認識と問 19 の人権に対する考え方について、クロス集計を行いました。問 13 で、「人権を非常に大切なことだと認識している」と回答した人は、問 13 の全ての質問項目において点数が高くなっていました。また、前回の調査では、「人権をあまり意識したことがない」人は、全ての項目において点数が低くなっていましたが、今回は「人権をあまり意識したことがない」と回答した人、「自分には関係がないと思っている」と回答した人が、この順番に、この設問の点数が高いという結果になりました。

これは、人権を意識していなくても、道徳的に問題を悪いと捉えているからではないかと思われます。そこで、必要になるのは、社会構造的な問題を把握したり、自分の権利や自分以外の人の権利を知り、それを実現するための人権教育であると考えられます。

また、前回とは設問項目が同じではないので、単純に比較はできませんが、参考程度に見てみると、全体としては、前回調査よりも人権や差別に関する基本的な認識度が向上していると推測されます。しかしながら、「差別を完全になくすことは無理だ」という項目については、そう思う傾向の人が増えておりまして、個別にみるといくつか課題も見受けられます。

次に、105 ページに移っていただきまして、人権施策の認知度です。認知度では、「新聞、テレビ、ニュースで取り上げられた啓発活動」「啓発ポスターや街頭啓発」が約 7 割で最も高く、「市の広報誌、啓発リーフレットや教材」が約 5 割と続っていますが、これら以外は「見聞きしない」という割合が約 6 割～8 割あり、施策によって認知度に大きな開きがありました。

また、年齢別に見ても、施策によって認知度に差がありました。

以上のことから、人権問題としての認知度が低く、まずは関心を高めることが必要なものについては、「新聞、テレビ、ニュースなどのメディア」に取り上げてもらうようなことをするとか、「啓発ポスターや街頭啓発」などの媒体を活用し、人権問題について興味を持ってもらうことで、「講演会・映画会」や「研修会」への参加を促し、人権教育・啓発をして

いくことが望ましいと思われます。

次に、106 ページです。人権侵害事象への関わりについては、男性より女性の方が接触する割合が高く、また、30 歳代、40 歳代で高くなっています。また、分野としては、18～39 歳では「女性」に関すること、それ以上の年齢層では「セクハラ・パワハラ」に関する人権問題に接触する割合が高くなっています。

次に、人権侵害の内容についてですが、男性も、女性も「職場におけるハラスメント」が最も高く、「差別的な扱い」「差別的な言動、誹謗中傷、あらぬうわさ」と続いています。「子ども」では「育児・介護の放棄・放任」が最も高く、ついで「嫌がらせ、いじめ」と続いています。「障がい者」では「差別的な扱い」が最も高くなっています。

これらのことから、職場での人権侵害をなくすため、男女雇用機会均等法などを事業主に対して周知・啓発を強化することや、児童虐待や障がい者虐待に関する相談窓口を周知することについても取り組む必要があります。

109 ページ、人権侵害事象にどのように対処したかということですが、大阪府と比較すると、「抗議、反論した」が 3.3 ポイント高く、「我慢した」が 0.2 ポイント低くなっています。また、「解決したかどうか」ということについても、「解決しなかった」が、大阪府よりも、14.6 ポイント高くなっています。

このことから、人権侵害事象に遭った場合、引き続き、その問題について指摘や抗議など解決に向けた行動がとれるよう、また、我慢することのないよう、相談窓口の周知や、人権教育に取り組む必要があると思われます。

110 ページですが、一方、人権侵害事象が自分に関することではなかった人については、どの年齢層でも「何もしなかった」という割合が最も高く、全体として約 4 割の人が人権侵害事象を見聞きしても何も行動しなかったことがわかりました。

このことから、自分とは直接関係のない問題であったとしても、差別を許さない行動をとることが人権問題の解決に求められているということを教育・啓発していく必要があると思われます。

114 ページ、人権についての普段の意識、問 19 ですが、20 歳代以下の若い年齢層で「非常に大切なことだと認識している」割合が、他の年代に比べて高くなっています。また、前回は女性について、すべての年齢層で「あまり意識したことがない」が最も高くなっておりましたが、今回は、顕著な男女差は見られませんでした。引き続き「人権」というものを自分との関係と捉えるなど、身近な問題として認識できるようにする取り組みが必要と思われます。

最後、115 ページ、憲法で保障される権利に対する認知度についてですが、さまざまな権利や自由の意味を知らないという人が 1 割から 3 割います。

「言葉も意味も良く知っている」を 2 点、「言葉は知っているが、意味はよく知らない」を 1 点、「言葉も意味も知らない」を 0 点として点数化してみますと、年代による認知度に顕著な傾向は見られませんが、全体として、40 歳代が高く、30 歳代が低い傾向となりました。

た。

また、「幸福追求権」と「奴隷的拘束からの自由」が、ほかの権利に比べて認知されていないことが明らかになりました。

このことから、さまざまな権利や自由について、その意義や実生活とのかかわりについて学ぶための人権教育が重要と言えます。

以上が、結果報告になります。

(中島会長)

ありがとうございます。ただいま事務局より、「富田林市人権に関する市民意識調査結果」についての説明をいただきました。

ちょっと事務局に確認なのですが、この調査が行われたのは、令和4年11月から12月で、昨年3月に開かれた本審議会では、この結果の概要についてはご報告いただきましたが、その際と同じ冊子ですか。新たに付け加わったのは、95ページから117ページまでの比較・分析で、その前のページまでは、もうすでに去年報告いただいたということで、省略されたと理解していいですね。

それでちょっと事務局に要望なのですが、本審議会の開催案内をいただいたのが、ちょうど2週間前、この資料については直前にいただきました。去年と全く同じ冊子であれば、会議の当日でも構わないのですが、委員の皆さんにあらかじめ中身を読んでいただき、熟読していただくためには、もう少し日程がほしかったかなと思います。私自身も、昨晚大分時間をかけて読んだのですが、もっと時間があれば、ゆっくりと中身について検討できるんじゃないかと思います。今首を振っていただいている委員の皆さんも同感かなと思います。それでは、その前提を踏まえまして、皆さん方からのご質問、ご意見をいただきたいと思います。その際、挙手をお願いいたします。それでは、松本委員どうぞ。

(松本副会長)

私は、色々な自治体の人権意識調査に関わってきました。個別の人権侵害の問題は非常に大切な課題ですが、それと同時に人権とは一体何なのかということの認識をどれくらい対象者の市民がお持ちかという事も重要です。

人権ということを一言で表現するのはとても難しいことですが、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に簡単な定義が述べられています。これは憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(中略)最大の尊重を必要とする。」という原理原則の上に作られていると思いますが、ちょっと読ませていただくと、ここでは、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と書いてあります。

では、「社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」とは一体何か

ということですが、それは115ページで、「憲法で保障されている権利の認知度」という設問と関連しています。この設問では、人権とは何なんだということ、自分にとって人権とは何かということ、また固有の権利とは具体的には何かということ、どれだけ対象者が分かっているかということについて、問いかけており、まず前提としてこの設問があり、そこから様々な問題や課題に発展していくわけです。

人権についての自己認識の問題として、私は、日本はものすごく浅いと感じています。それは、子ども時代から十分な「権利教育」を受けていないことに起因していると思っています。ちなみに、75ページのところにある設問ですが、人権から連想する言葉についての質問で、「自由、平等、友愛、尊厳、自立、公正、共生、抑圧」と熟語が並んでいます。そして、その答えとして、多かった回答順に、平等、自由、尊厳、差別、となっています。

私は、イタリア中部のサビーナ地方の人達と音楽交流や生活文化交流に取り組んでいて、年に1、2回イタリアに行くことがあります。そこで現地の哲学者や、歴史学者とお話する機会を得ることができましたし、それから、地域の人達とも会話するようになりました。

ある時、イタリアの知人宅に地域の友人が集まったときに、この質問をしてみました。イタリア語で自由は *libertà* (リベルタ)、自立は *indipendenza* (インディペンデンツァ)、尊厳は *dignità* (ディグニタ) で、集まったすべての人が、この三つが人権の根幹だと答えました。そして、公正、差別、平等というのは、そのあとに関連してくる課題であり、まず自分事として自覚するためには、自由、自立、尊厳が重要だと言うのです。この後、知り合ったイタリア人に同様の問いかけをしましたが、大体同じ答えが返ってきました。

そして、その後に固有の権利と言われているもの、先ほどの国の方針に書かれた具体的な個々の権利についての認識が市民にあるのかということが問われなければならないと思います。もし、この辺りの認識が希薄なら、そのところをどうするのかということ、やっぱりもっと深めていかないといけない、と思うのです。

そういう観点でイタリアの社会を見たときに、私が驚いたことはいっぱいありますけれど、一つ典型的な例で言いますと、自我を持ち始めた子どもに対して、自分が自分の主人公だと、あなたはあなただということ、親は徹底的に教えます。その一つとして、同じ家の中に子どもの部屋がある場合、もう小学生になったら、親は子どもの部屋に入る時には、必ずドアをノックします。私はほとんどノックをしませんでした。コンコンとノックして、中から「はい」と返事があって、子どもがドアを自分で開けてから、親が要件を話すということが当たり前で、親が突然子どもの許可なく部屋に入ることはありません。これは、自分事のテリトリーに対する自覚です。

このように、自分事に対する親や学校での意識も非常にしっかりしたものがありました。それが普遍化した社会を見た夏目漱石が、イギリスなどでは社会教育が子どもの時から非常に深い、ということ、を、「私の個人主義」という論文の中で書いています。だから私は、そういう人権の基本的自覚についての社会教育が、日本人は決定的に足りないと思っています。

て、私自身もそうでしたし、やはり、差別をなくしていく根幹は、すべての人が、自分が個人として尊重されるという意識を持たないと駄目だと思うのです。

個人として尊重されるということについては、大正11年の水平社宣言の中で、西光万吉が同様の趣旨を言っています。「此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である」とあり、これは個人としての人間を尊敬するという事、つまり、カテゴリーに分けない。つまり、性別、人種、民族、出身地、社会的地位といったカテゴリーで人を分けない。徹底的に人間を個人として重視する、それはもう憲法が一番根幹の考え方と同様です。そこから様々な認識や色々な感覚が発展していくわけなのです。

そこで、設問を作ろうとしたら、人権に対する認識で連想する概念は当然ですが、それに対する分析があると思うんですね。まず、やはり人権を自分事として考えているかどうかという事を明確にする。そして固有の権利の中で、例えばさっきご説明があった115ページのところで、自分にとって、この中でどれが実態として、どれだけ保障されているかというようなことを問うことになります。これはもう途端に、行政との関係が出てくるわけです。

例えば、福祉権というのは、英語では right to welfare ですが、福祉権はどれだけ充足しているかということ。それをもっと細かく見ていくと、生活保護の問題もあるし、介護の問題も、保育の問題も、教育の問題も、労働の問題もあるし、色々な問題があると思うけれども、私も老々介護している身ですから、やっぱり介護の現場も非常に苦しいところはあることが分かります。介護に携わっている人たちの賃金が安いってということですね。それから、教育の現場、保育の現場、みんなちょっとレベルダウンしてきているんじゃないかなと思います。そういうことに対して、市民がどれだけ強い危機感を持って、自分の権利を主張できるかということ。そこからしか、人権意識というものは、本当は発展していかないと思うのです。個人として人権や固有の権利を自覚した上で、やっぱり差別はいけないと問題意識が発展していくと思います。

憲法第13条では、個人の尊厳が謳われ、第14条では、法の下での平等として、色々なカテゴリーによって差別されないと書いてあります。ただそのところを、どのように人権意識の中に取り込んで、そして結果を踏まえて、人権教育、啓発に取り組んでいくのか、あるいはまちづくりに取り組んでいくのか、色々な権利の施策に取り組んでいくのかということが、非常に重要になってくるのではないかと思います。

笹野さんをご存知だと思いますが、私が市役所の職員だった時に、大阪府内の自治体の職員による「人権行政推進協議会」という組織があり、そこで研究会を作って、人権行政とは何かってことを探求し、その結果を発表して取り組みましたが、途中で頓挫してしまい、各行政に浸透させていくことができませんでした。そういう観点で、こういう意識調査をやってほしいと希望します。同時に、それを土台にして、まちづくり条例を深めてほしいと思います。

そして、それと同時に個別の人権侵害の課題について、どういうふうに対応していくのか、

何が足りないのか。例えば、部落差別の問題や、在日外国人の問題や、女性の権利の問題の中で、ここに、憲法で保障されている権利ってというのはどれだけ充足しているか、確立されているのか、どれだけ足りないのかということ全部あぶり出して、そうして施策として取り組んでいくということが絶対不可欠だと思います。だから、できればこの人権意識調査も、抜本的に改めていってほしいなというふうに思っております。以上です。

(中島会長)

ただいま松本委員から貴重なご意見をいただきました。他の委員からのご意見、ご質問もお受けしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では山口委員どうぞ。

(山口委員)

上手くまとめて話ができないかもしれませんが、感想も含めて言わせていただきます。

まずは年齢別の格差、差別に対する認知度の差、これに関しては、社会的な背景とか色々あるとは思いますが、何か事件が起こったら、ニュース報道などがなされたら、けっこう皆さん見ているから、若い人も高齢者も、それはそうやなという関係のことで気づく。

啓発のところで先ほど言われてましたけれど、媒体を利用してやるというのは、とても大事なことだと思います。事件が起こったときに、こういう事件があるという報道をきちんとしなければならぬと思います。

例えば、差別事件とか、これが差別ですとかいうことは、行政で、インターネットとかそういう関係の事件が起こったときは、こんな事件があるんですよっていうことを徹底して広報して知らせるべきだと思います。それは別に部落差別だけではなくて、性的マイノリティのことであるとか、これは差別ととらえかたをしたならば、広報してもらうことが必要だと思います。

差別には救済と支援が要るわけですね。差別を受けた人たちに対する救済も必要であれば、それはきちんとやらないといけないし、同時に、その差別を受けた人たちに対する支援、サポートもきちんとしなければならぬ。そういうものが一つの人権行政ですということを広報すべきだと思います。特に人権担当課だけでは無理なので、すべての課に渡って、それを徹底してやるべきじゃないかなと。

特に仕事の問題となってきたらこれは職場の安心・安全管理という意味もあるわけですから、就労支援の担当課の職員も認知をして、職業相談も含めてやるときにはきちんと認識して、広報もしていかなければならないのではないかと思います。

あとやっぱり、差別とか人権に対する意識というものは、どこで育てられるのかと考えたら、やっぱり学校、教育機関が一番大きいわけだから、その学校現場の中で、いかに教えていくかということの大切さと、学校を卒業したら、人権とかそういうことに触れ合う機会がないわけだから、あったとしても、お仕事を始めたら、お仕事だけのことで精一杯になるか

ら、なかなかそういうことに関心がいきづらい。

ニュース報道で、これ自分に関連するという気付きがあれば、多少人権に対する意識が高まると思うから。106 ページの中でも、職場におけるハラスメントとか、よくニュース報道されています。やっぱりそういう事件が起こったときには、きちんと報道を持って、人権問題に関して取り組みをして欲しいなと思います。

(中島会長)

貴重なご意見ありがとうございます。他の委員さんの方で、ご質問、ご意見ございますでしょうか。藤原委員さんどうぞ。

(藤原委員)

はい、ありがとうございます。

すごくイタリアの経験の話が印象に残りました。というのも私の中で尊厳という言葉は日常使わないので、どういう定義だったかなというのもありますし、そもそもこちらの人権についての考え方を問う前に、皆さんの人権という言葉で思い浮かぶ言葉が、全く違うことを踏まえた上で、共通認識を持って皆さんに回答いただくと全く違う答えにもなり得るのかなというのがありました。

そして、個人の固有の権利があるというのも、私もやっぱり、道徳については昔の中学、高校の授業の中での人権教育はしっかり学んだ機会がありましたけれども、改めてこれの権利があるっていうのをお聞きしたときに、この一人一人が、このあまり自分にはそういう権利があると思っていない方も多いのではないかなと思いました。その権利がないと思っているとそれを訴えろとか、こういう権利を認めてよという考えも及ばない。つまり、社会的にも少数派であり、声を上げることもできないのではないかなと思いました。

特に人権が侵害され続けている状況がその人にとって当たり前の状況であると、声を上げてもいいとか、もしくは自分の状況がおかしいっていうことさえも気づかないっていうことになってしまうと思うので、やはりどの方にとってもこの尊厳や人権を尊重されるべきなんだと、常に伝え続けていく教育っていうのが必要だということと、あとはその当事者にしかわからない経験談を通して、こういう事実があります、本来こうあるべきなのにこうなっていて非常に今生きづらい状況がありますと伝え続けていくということと、それを知った上で、では何ができるのかということ、それ以外の方にも考えていただいて、なおかつそのどっかでちょっと関与できるような、アクションのきっかけになる機会を行政の方が作っていただくことで、少しずつでも、歩み寄りがあるのではないかなと思いました。

(中島会長)

貴重なご意見ありがとうございます。松本委員さんどうぞ。

(松本副会長)

その人にとって、人権とは一体何かということの一つの面白い例なのですが、1939年にナチスドイツがポーランドに侵攻した後に、アメリカのルーズベルト大統領が1941年一般教書演説の中で、人間にとって大切なものは、四つの自由だと言いました。

四つの自由とは何かと言うと、「言論と表現の自由、信教の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由」です。演説では、「自由とは、あらゆる場所で人権が至上であることを意味する。」とあり、どこにあっても、「人権が最も尊いことを意味している」と述べています。つまり、この四つの自由こそが、人権が最も尊いものであるということを表している、ということです。要するに、ナチスドイツによる戦争によって、ヨーロッパであらゆる自由が無くなり、人権が抑圧されていく状況に対して、ルーズベルトは四つの自由こそが人権の根幹であり、「そうした人権を獲得したり維持したりするために苦闘する人々に、われわれは支援の手を差し伸べる」と結んでいます。つまり、ルーズベルトにとって自分事としての人権は、四つの自由だと主張しているわけです。

しかし、その後暫くしてルーズベルトが亡くなり、終戦後に夫の意思を継いで、妻のエレノア・ルーズベルトが国連で世界中の哲学者たちと会議を開いて綿密に掘り下げ、1948年の「世界人権宣言」を実現したのです。

(中島会長)

ありがとうございます。他の委員さんどうでしょうか。

(山本委員)

私も他の市で行政施策の意見のとりまとめの仕事をしていまして、その中でどの市でも一定のデータに基づいて施策を考えていくというのがすごいポイントになっているので、そういう意味ではこういう調査を、きちっと定期的におやりになるってすごく大事なことだと思います。大変時間がかかるし、大阪府等もいろんな調査をしていますけれど、やっぱり市独自におやりになるっていうのは大変で、それには、敬意を表したいと思います。そうしないと先に進めないということですね。

ただちょっと回答率がどうしても低くなってしまうことをどうするのかとか、それから私も自分で考えながら、なかなか簡単に答えは出ないとは思いますが、現状と施策との間といいますか、それを効果的にどうつなぐのか、そのようなことをどのように工夫していったらいいのか、これが次の問題になるかと。

それから、もう一つは、そのまとめのところの今日お話いただいたところで、一応クロス集計などの結果を報告いただいたんですけど、もう少しそこから読み取ることはないのか、次の段階の行政の分析というのは、やっぱり必要じゃないかと。

私は行政の現場にももちろんいるわけでもないし、現場のことを隅から隅まで知っているわけではもちろんないのですが、行政の方はむしろ先ほども話しがあつたとおり、色々なセ

クションがあるから、そういう人たちとはやっぱり現場と協議、議論をしながら、政策につなげていくという、そういうことが要るのではないかと。

それとやっぱり先ほど言われたような、社会への発信というのを行政がどこまでできるのかということかなど。

それからあと二つそれに関連して、その現実にね、やっぱり新しい法律がどんどん出来てくる。私も意見の取りまとめの仕事をするときに、新しく出来た法律をある程度確認しながらやるんですけど、特に市民の皆さんにそれをお伝えするというのが、なかなか難しくなってくるんだろうと思っていて、やっぱり今法律ではここまでいってますよという、そういうことをある程度啓発するのは大変苦勞がいるかなと思うんです。

例えば、今外国人の技能実習生をどうするかという問題があったときに、一応そういう法律が出来ていて、そういう首切りなどとしては駄目だという、そういう内容のことがちょっと書いてあるとか（「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」第三条第2項に「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」という規定があります）、やっぱり制度の中で徐々に進んでいってるという、そういう部分もあるので、この調査結果では、なかなか皆さんそこまでご存知ないというのは、ある意味では当たり前というか、なかなかその新しい法律についての啓発って難しいことだと思いますけれど、何かやっぱり今の議論というのは、ここまでいってるよというようなことを、何か伝えるもう少し工夫があったらいいのかということですね。

それと今日資料でお配りいただいたんですけど、改めて私も今日、まだきちっと読んでいないんですが、富田林市人権尊重のまちづくり条例というのがあります。

これは割と簡単に書いてあるんですけども、例えばもうちょっと深めていくというか、色々な差別の問題というのは、各論としてももちろんあるし、個別の課題というのでも、多様性という言い方が正しいのかわからないけれど、色々な部分もあるので、それをきちっと下支えするような、そういう条例に、これをグレードアップしていくというか、バージョンアップしていくというようなことも、やっぱり施策を念頭に置くときに考えていったらいいのではないかと。ちょっとすいません、簡単にできないことを言っているかもしれないけれどごめんなさいね、そこはやっぱり自治体としては、すごく大事なことではないかと。

昨日、毎日新聞を読んでいたら、最高裁判所の裁判官が判決を出すために色々な資料を集める調査官の経験もあり、最高裁の元判事でもある方へのインタビュー記事がありました。憲法24条の規定を同性婚に適用できるかという話でしたが、そこでその方が、日本の憲法というのは世界に冠たる人権規定をもつ憲法であって、それは当然のことやと、「24条の『両性』は『当事者』という言葉に置き換えられるという新しい文理解釈をした方がいい。」「婚姻は男女の別を問わず、本人同士の合意さえあれば認められる。そもそも24条は同性同士の婚姻など意に介していない。」といわれていました。

そういう記事が載っていて「オーツ」と思ったんですけど。もちろんそういう憲法に書いてないとか、憲法にばっと見たら矛盾するような書き方をしている、その憲法の根っこ

のところの考え方を深めていったら、やっぱりこれは違憲だよという判決が当然出てくるわけで、そんなことは我々がやっぱりある程度努力しないと見えてこない問題でもあるんですね。

そんなことも考えながら、すいませんこういうまちづくり条例なども、もっとこうバージョンアップ深めていったらいいかなというふうに、今話を聞いて思いました。

(中島会長)

貴重なご意見ありがとうございます。田村委員どうぞ。

(田村委員)

ちょっと全面展開をしてコメントを全然なかなかちょっと言えないので、まとめて 2、3 点少し気になっていることをお願いしたいと思います。

まず、ディスカッションがいるわけで。何か言いつぱなしで、それは受けとめます、聞きますっていうことだけでは全然論議が深まらない。だから、ある意味で大体まとめの案が出た段階で、ちょっとそのまとめ方、まとめの内容も含めて論議をするという、そういう場があって、それでまとめを作るということが、必要なのではないかなということがまず大きな 1 点です。

それからもう 1 点は、前回との比較をしていただいたり、オール大阪との比較をしていただいたりしているのですが、僕が勝手に思っているのは、前回の人権に関わる関係の項目が、例えば 15 あると。それを縦にするとしたら、横軸に 20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代、70 歳以上というように分けたら、それぞれの一つの一覧表にあれば、今日説明いただいたようなことが、はっきりと見やすい。そういう表をぜひ次回には提示していただきたいなということを 1 つと。

それから、今回の報告で、つまりそのような表を見たときに、どのような特徴があるかというときにね、前回でしたら、2002 年に部落問題解決に向けた特別措置法が終了しました。そこから、10 年 15 年、教育現場は失われた 15 年なんてよく言われて、ちょっと現場での部落問題学習が落ちた。その影響として、前回調査で 20 歳代の部落問題の認知が、僕の大ざっぱな記憶で言えば、20 歳代が 55% で、最高マックスの 50 歳代が約 85% だから、30 ポイントの認知度の差がある。これがある意味、決定的な特徴だというように、オール大阪などでは聞いたんですね。

それから、部落問題以外の他の分野についての認知度について、例えば、60% から 90% ぐらいまでの間で差があるものは、それはそれで解決しないとイケないですけども、ほとんど年代別の特徴はないのが、大阪府のデータだったというように記憶しているんです。

例えば 15 項目の中の半分ぐらいは、20 歳代の認知度は上位にあって、決して 20 歳代の人権に関する意識が、全体的な関係で言えば低い訳ではない。むしろ、例えば、SNS 上の問題の論議とか L G B T の問題とか、子どもの問題とか含めて、上位の部分も結構あったわ

けですよね。ちょっとそういうような部分が、もう少し見えるような形でのまとめ方をしていただきたいなという。

それから最後もう1点は、先ほども言いかけてますけど、つまり、ある意味で経年比較というものは大切なわけですね。今回も調査をした後、まとめということで、2ページにまとめていただいているわけなんですけれど、これも論議がいるわけで、何とというか、結婚差別の問題等について、非常にわかりにくい質問項目になっているんですね。そこで、ずっとその5年ごとにやっていた調査が途切れたような状況も含めてあったりします。そういう意味においては、やはりどのように意識が変わっていったのかということも大切なことでありますから、ぜひそのような関係から言ったときに、いわゆる、やめた年の前のときと、今回の企画の部分が、やっぱり分析の中に反映されなければならないのではないかなというように思っています。

あと、山口さんが言っていたみたいに、やっぱり事件が起こったときには関心もあったりしますから、積極的に広報等をやっていただきたいし、例えば、2024年度の富田林市の広報に、この市民意識調査の分析みたいな関係をひとつのコーナーとして、枠として少しずつその全面展開をして解説するなども含めて、ちょっと広報に積極的に取り入れていただいたら発信ができるのかなというように思います。

ちょっとこう言っ放しというより、論議するような審議会であってほしいです。一問一答でもいいぐらいじゃないかと思っているんですけど、ちょっとそこはどうなんでしょう。

(中島会長)

ありがとうございます。

論議する場があるということは、以前もご提案いただいたと思うんです。

事務局にも様々なご事情があって、年に何回かしか開催できないとか、様々な問題点あるうかと思いますが、報告しっ放しでは、やっぱり次の施策に生かされないと思いますので、事務局でご検討いただきたいと思います。

ただいま田村委員からは、5点にわたって様々なご提言をいただきました。それを一つ一つ事務局の方で、把握していただき、理解していただいて、次の施策に必ず生かしてほしいと思います。

まだまだご意見あるかと思うのですが、時間がどんどん進んでおりまして、一旦、案件1についてはここで終わらせていただきます。

後程、最後の方で、ご意見ございましたらお出しいただきたいと思います。

続きまして案件2、「富田林市立多文化共生・人権プラザ」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、多文化共生・人権プラザについて、ご説明させていただきます。資料②をご覧ください

ください。

この資料は、本市の広報3月号に掲載されたものですので、すでにご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、補足説明をしながら、ご説明させていただきます。

来週4月1日(日)から富田林市立多文化共生・人権プラザがオープンします。

この施設は、本市が進めるSDGsの理念のもと、人権教育・啓発活動の推進、多文化共生の推進、男女共同参画の推進、市民活動・交流の促進の四つを柱に、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目的とした新たな拠点です。

市民の皆さんに、親しまれる施設となるよう、施設の愛称の公募を行い、富田林の「とん」と仲間という意味の英語の「ぱる」を組み合わせた「とんぱる」が愛称に選ばれました。

この建物の場所は、富田林の若松町一丁目7-1で、近鉄富田林駅から徒歩5分程度で、みどり保育園の北側、幹線道路沿いの場所になります。

資料の裏面に移ります。

「とんぱる」は、3階建ての施設で、各階の概要を簡単にご説明いたします。

1階が市民活動、人権課題の解決の拠点となるスペースで、人権・生活相談では、差別や虐待、ハラスメントなど、人権に関することや、生活する上で発生する様々な悩みをご相談していただくことができます。図書・資料コーナーを併設したフリースペースを設けており、北側のウッドデッキと一体となって、広くご利用いただくことができ、様々な市民の方の交流・コミュニティの場として使っていただけます。また、多様な人権課題に対応できる相談室を設けており、他に講座等を行う教室も設けています。

2階は、多文化共生のまちづくり、女性問題の解決、女性の活躍推進のためのスペースで、外国人市民相談窓口を設けるほか、現在、すばるホールに設置されている男女共同参画センターウィズを移転し、女性相談やDV相談をしていただくことができます。また、授乳室、キッズスペースを併設したフリースペースと、相談室を二つ設けており、そのうち一つは、子供連れの方などが利用しやすいよう大きめの相談室となっています。講座等を行う教室も設けています。

外国人市民相談窓口は、この「とんぱる」において、市として新たに設置するもので、外国人市民の方が、言葉の壁や文化、習慣の違いから、日常生活で感じている不安や困り事を解消し、本市で安心して暮らせるよう支援していくものです。相談窓口では、通訳者と相談員を配置し、曜日によって対応言語は異なりますが、日本語、中国語、英語、タイ語、ベトナム語の5言語で、その他の言語については、翻訳アプリ等を活用いたします。また、相談内容によっては、病院やハローワーク等へ同行して支援を行うなど、関係機関とも連携を図りながら対応していく予定をしております。

3階は市民活動・交流のスペースで、様々な講座や市民の活動にも利用できる会議室を3つと、調理室を設けています。

この施設で特に配慮した機能としては、この資料にも記載がある通り、車いす利用者、オストメイト対応設備や介助が必要な人、乳幼児連れの人など、様々な方の利用を想定して、

すべての階にバリアフリートイレ、2階・3階にみんなのトイレを設置しています。

みんなのトイレは、性別にかかわらず利用できるトイレです。コンビニにあるトイレをイメージしていただくとわかりやすいかもしれません。LGBT当事者の方や、アライといったLGBT支援者の皆さんと、誰もが使いやすいトイレについて議論を重ね、女性用、男性用トイレもあり、バリアフリートイレもあり、性別にかかわらず、誰でも利用できるトイレがあるという、今の形になりました。みんなのトイレという名称やトイレマークも同じように、対話やアンケート調査をして決定しました。

以上でご説明とさせていただきます。

(中島会長)

ありがとうございます。

ただいま事務局から、富田林市立多文化共生・人権プラザについてのご説明がありました。本日ご出席の委員さんの中にも、この施設の建設、あるいは運用、活動に様々な面で関わっていく予定の方がおられると思いますので、できましたら、多くの方からのご発言をお願いいたします。藤原委員さんどうぞ。

(藤原委員)

はい、ありがとうございます。

今、ご説明いただきましたみんなのトイレの表記と、この造りについて簡単に説明させていただきます。

まずみんなのトイレなんですけれど、もう数年前から行政担当の方、工事を実際にしてくださる方、そして当事者とですね、オンラインの打ち合わせ等を重ねながら、表記について、そして造りについて話し合ってきました。

みんなのトイレの表記の効果なんですけれども3つお伝えさせていただきます。

まず1つ目は、性別にとらわれず、安心して使用できるということです。

例えば、これが男性用、女性用の赤、青の表記だけだと、心の性別と身体の性別の違いがある人が入ったときに、周りに変な目で見られてしまったり、トイレに行くことがとてもストレスになってしまいます。そのため、このみんなのトイレというような性別を問わない表記があることで、安心して利用することができます。

2つ目は、選ぶことができるということです。

どのトイレを使うかというのは状況によって変化します。例えば私はもうすでに男性に見えるので、男性トイレを使うことが多いんですけども、女性から男性に、少しずつ移行しているタイミングは、どちらかにしか見えないとか、どちらにも見えないとか、どっちなんだろうと思われるときがあります。そのときは例えばみんなのトイレを使う、そして移行が完全に終了した後は、男性トイレを使うというような選択肢があることで、その状況に合わせて使うことができます。

あとは、例えばカミングアウトをしている人と一緒にあれば、もう男性と言っている人と一緒にあれば男性トイレへ行くんですけど、例えば私がまだカミングアウトをしてなくて、親とトイレに行くときには、なかなか男性のトイレへ入りづらいというタイミングもありましたので、そういうときにちゃんと選択肢を奪わないということで、使用がしやすくなっています。

そして3つ目は、トイレに行くストレスが減るということです。

データで、トランスジェンダーは約4分の1、25%がトイレを我慢しすぎる。トイレに入って、特に通報されてしまうこともあるんですね。それでトイレを我慢して膀胱炎とか何か尿機能の、障害があるという方が25%います。そういった上では先ほどお話にあった、健康を保ち尊厳を持った暮らしということでのトイレというのがこのマークによって確保されます。

最後に2018年、トイレメーカーのTOTOが、性的マイノリティのトイレ利用に関するアンケートというものを行いました。一番トイレ利用で困っていることが何なのかということなんですけれど、実はこのトイレに入る瞬間の周囲の視線に困っていると答えた当事者が31%いました。そのため、この造りとしては、まず入口があってその入る瞬間にその人が、男性トイレかどちらのトイレに入るかがわからないような造りになっています。

入ってすぐに障がい者用トイレがあって、そして向かいにみんなのトイレがあり、その奥に行きたいと思ったときに、ちゃんと奥に別の性別のトイレが用意されているので、そういった負担を減らすということも、こちらのトイレの方では造りも考えられています。以上です。

(中島会長)

ありがとうございます。他の委員さんにもご発言いただけますでしょうか。それでは山口委員さんどうぞ。

(山口委員)

気になるっていうかね。この2階の外国人市民窓口。外国人という言い方そのものがね、もうマイクロアグレッションっていうか、この言葉そのものが差別的っていうか。先日、テレビを見ていたら進化生物学者が登場しまして、外国人とは言わない、多様な人という表現を使うんですけどその人が言っていました。だから、外国人という言葉そのものが、何か色々なものを生むので、この表現はちょっとどうなんだろうという気がします。以上、1点だけ。

(中島会長)

ありがとうございます。外国人という表現、表記について出ましたが。金委員どうぞ、何かご意見がありましたら。

(金委員)

そういうご意見もあるだろうということで受け止めますが、現実としてはやはり、今の段階で区別した対応というか、支援が必要な人という意味では、私はまだしっかり認識してもらうことが大事だなという部分と、外国人と日本人ということで分けてしまうというのはよくない部分であると思うので、この相談窓口ではやはり外国人市民が来れますよということをもっと知ってもらおうと意味で、そういう看板を上げていると思っています。

それがもっと将来的に言われるように、多様な人という括りになるような社会になったらほんとに良いなあと思います。

今回、相談窓口を担当するのはとんだばやし国際交流協会ということになりまして、これから色々な相談に対応していくということで、身が引き締まる思いと、やはり今までより市の行政として一歩進んだなというふうに思う気持ちで、うれしい気持ちを持っているのと2つあります。

中身をこれから充実させていきたいし、その相談だけではなく、この場をもっと交流の場というか、自分を出せるホッとする場であるとか、相談だけだと本当に寂しいので、みんなが色々集えるような場に、それこそ国際交流協会だけではなく、色々なところと一緒に考えていけたら、この多文化共生・人権プラザの意味があるのかなというふうに思っています。

(中島会長)

ありがとうございます。男女共同参画センターウィズで活動されている鶴岡さん、ご意見がありましたら。

(鶴岡委員)

ここに実際に行ったときに、トイレマークの女性の方がスカートを描いた絵で、男性の方がズボンを描いた絵で、これは昔から使われてきてるんですけど。性別もありましたよね、女性の方が赤で、男性の方が青というね。ドーンセンター等に行ったらもうその色はないんですけど、まだちょっと形はそのまま残っているようなんですけどもね。こういう表示の仕方を、このまま現場の方に貼られているのであれば、ちょっとそこはどうなんだろうというような意見であります。

また新しくオープンするんだけど、こういった表示、固定観念といいますか、そういうものが、男女共同参画という機能を銘打っているということなので、もしこれがそのまま貼られているのであれば、ちょっと改修するなり、ちょっと検討していく必要があるかなというふうに思いました。

(中島会長)

男性用、女性用のトイレの表記について、私も気になるところはいっぱいあるんですが、一方では、先日、ある場所に行ったときに、どっちに入ったらいいんだろうと悩むような表

記もあるんです。おそらく、性差に配慮した表記だと思うんですけど、入口でずっと悩むんです。

他の人が入るのを見て、こっちでよかったのかなという、そのような話もあるので、ちょっとご検討も必要だと思います。色についても、男性が青、女性が赤という、そういう先入観念、固定観念はやっぱりそろそろ払拭していかなきゃならないなと思っています。

それから人権相談が今まで市役所の1階で行われていました。人権擁護委員さんが交代で活動していただいているんですが、場所がこちらに移ることで、また新たな展開があるんじゃないかと思うんですが、岡本委員さんいかがですか。

例えば私が相談に乗って欲しいというものであれば、市役所に来るよりもこちらに行く方が気軽に行けるんじゃないかという気がするんです。

(岡本委員)

人権擁護委員も、月に1回、市役所で人権相談していますけど、市役所の改修をしている間は、すばるホールの秀月の間というところに変わるみたいな、なんかこう奥まったところであるみたいな計画になっているんですけど、この一角、せっかく人権相談の機能があるんだったら、この一角とかで出来たらいいのになと勝手なことをちょっと思っています。

特に要望とかではなく、ただ人権の相談する場所があるんだったら、市民の人から見たとき、相談する人から見たときは、ここに行ったら何とかなるんだらうなみたいなところが一緒にあったらわかりやすいと思っています。

あともう一つ、全然別件のトイレの話をする、何かトイレのイメージで、このロゴってすごくわかりやすいなと思いました。このみんなのトイレの洋式の便器のマーク。これって別に、男性女性を分ける意味はなくて、入ったらこのトイレがここにあるというのがわかったら良いんじゃないかなとすごく思いました。このようにトイレマークの表記もどんどん変わっていくんだなと思っています。

(中島会長)

ありがとうございます。事務局にお聞きしたいんですけども、それぞれの施設の英語表記もされるんでしょうか。

みんなのトイレの英語表記はどうなっていますか。といいますのはね、私はかつて他市の体育館に勤務していたんですが、市の方から、体育館のすべての施設・部屋に英語表記をしろと言われたんです。みんな大慌てで、どうしたらいいものかと。私はもともと英語の教員だったので、皆さんが私にいっぱい聞いてくれるんですけど、私もあんまり得意じゃないので、辞書を調べて、一番適切な表現は何かと考えて決めたことがあるんです。

みんなのトイレの英語表記についてちょっと聞いておいてください。ある程度想像がつくんですけど。バリアフリートイレと書いている施設もありますし、どなたでも使えますという英語表記をしているところもあるんですが、オープンしましたら事務局の方で施設

に行かれて、それぞれの英語表記を見ておいてください。

案外我々が考えて、いいだろうと思って決めた表記が、外国から来られた方が見たら、ちょっと奇異に映る場合もありますので、その点よろしくお願いします。

他の委員さんどうぞ、田村委員さん。

(田村委員)

新しい施設ができて、非常に色々な人権の問題に取り組むという、人権の多機能化ということについては、全然賛成です。

だけど、説明が非常に何というか納得いかない。つまり説明するとき、その部落問題との関係をなぜ避けるのかということが非常に気になっているんですね。

もともと人権文化センターという隣保館があって、それが老朽の関係も含めて、この際建て替えるときに、部落問題の拠点云々ということだけではなくて広く人権問題に取り組む、そういうような施設にしようという趣旨については全然賛成なんですね。だけど、いわゆる厚生労働省の隣保館の建て替えの趣旨に乗っかって、隣保事業的な運営等については、その通りやるというようなことが言われているのに、全く新たに市独自の発想や考え方で、オール人権の拠点施設であり、まちづくり施設という説明しかされてなかった。

例えば、部落問題の表現は避けても、男女共生云々の部分があるし、国際交流の問題もあるし、LGBTの問題もあるし、色々な人権の課題を追求していく、そういう拠点施設というような関係の部分の説明はしないと。人権文化センター、もっと前は解放会館、その前は文化会館。国の隣保事業の関係をスタートにして、それも継続しているというようなことは、人権文化センターの運営審議会の中でも、センター長は明言をしておりますので、なぜここで、そういうようなことで意識的にそういう用語を避けるのかということについてはですね、ちょっと納得いかないです。追加の説明を求めたいと思います。

(中島会長)

この部落問題をなぜ避けるのかということについては、担当課だけの問題ではなく、広くすべての部局に関わることだと思うんですが、今お答えできる部分がありましたら、事務局お願いいたします。

(事務局)

今ご説明させていただいて、特にその部落問題を避けているということではなくて、この施設の概要説明をさせていただいたということで、当然人権課題の中に部落問題はございますので、それはもう、先ほどおっしゃったように、もともとの人権文化センターの建て替えから始まっておりますので、ここは説明の中では、部落問題という言葉を入れておりませんけれども、当然部落問題についても取り組んでいくという姿勢です。

(中島会長)

どうですか、今の説明では納得いただけないかなと思うんですが、ちょっとこの辺の論議をしておいた方がいいと思います。避けているのではなくて表現がないじゃないかと。なぜなのかということはやっぱりきちっと理解し、把握していかなきゃならないなと思います。よろしく願いいたします。

それでは、時間が大分経ってまいりました。質問等ございましたら、後程、挙手をお願いいたします。

案件3に移らせていただいてよろしいでしょうか。「LGBTQ・ALLYカンパニー認定制度」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

LGBTQ・ALLYカンパニー認定制度についてご説明させていただきます。

はじめに、本市におけるLGBTQに関する施策ですが、令和2年7月に、性的マイノリティであるカップルを婚姻相当の関係と認めるパートナーシップ宣誓制度を導入し、令和4年7月には、カップルに加えて、その子供や親との関係を認めるファミリーシップ制度へと拡充を図りました。

また、LGBT当事者やその家族、支援者の居場所として、LGBTQコミュニティスペースを開催するなど、これまで当事者の支援と理解の促進に取り組んでまいりました。

一方、民間の企業や事業所におきましても、ファミリーシップ制度を活用したサービスの提供や、制度を活用している従業員に対して、結婚と同等の扱いをしているところも増えてきております。

今後は、このような企業や団体と連携していくことで、より一層LGBTQに関する理解が効果的に進んでいくものと思われまますので、そのような企業を、ALLYカンパニーとして認定してまいります。ALLYというのはLGBTQ当事者のことを理解して、支援する者のことを意味します。その企業の取組みを市が応援する制度を令和5年8月から開始しました。

対象となる者は、市内に事業所を置く企業や団体です。

認定の基準は、3つ設けており、すべてに該当する企業・団体をALLYカンパニーとして認定することとしています。

1つ目は、ALLYとして多様な性自認や性的指向に関する社会課題を知り、その解決に向けて、理解及び支援をしようとするもの。

2つ目が、本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の趣旨に賛同するもの。

3つ目が、市のウェブサイトに掲載する資料・動画等の閲覧等により、LGBTQに対する理解を深めたものとしております。

認定の方法は、上記3つの基準に該当する企業や団体から申請をいただき、市でその申請内容を審査の上、認定します。市からは、認定を受けた企業・団体に対して、認定証、及び

認定グッズ、現在は受付カウンター等に設置いただけるミニのぼり旗、資料の裏手にデザインを掲載しています。これをお渡しし、またその企業の具体的な取組みを、市のウェブサイトに掲載して公表するなど、その企業の取組みを支援いたします。

認定を受けた企業につきましては、ALL Yカンパニーとして従業員や顧客に対して、積極的に広く周知を図っていただくとともに、今後も当事者が抱える課題の解決や理解の促進に努めていただきます。

認定期間につきましては、認定を受けた日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとし、一応認定の有効期間も設けておりますが、引き続き取組みを継続しているなど、本制度の目的達成に支障がないと認められる場合は、有効期間を1年延長するものとし、以後もまた同様とすることとしております。

本制度をきっかけに、民間企業等にアプローチして、ALL Yを目に見える形で増やしていきたいと考えています。同時に、ファミリーシップ制度の普及啓発にもつなげていきたいと思っています。

昨年8月からの取組みで、本日現在、認定数は3団体となっております。

まだまだこれからの取組みですので、来年度は、当事者の方が不安を抱えることが多い医療の方面等にも、ALL Yカンパニーを増やしていきたいと考えております。

委員の皆様も、ご興味を持っていただきましたら、ぜひ人権・市民協働課までご連絡いただければと思います。以上でご説明とさせていただきます。

(中島会長)

ありがとうございます。

ただいま、LGBTQ・ALL Yカンパニー認定制度についてご説明がありました。

実は昨日このQRコードでアクセスしましたら、本日ご出席の藤原委員さんが、わかりやすくご説明していただいております。閲覧がまだの方は、ご覧いただいたらいいんじゃないかと思います。藤原委員さん何かありますか。

(藤原委員)

はい、ありがとうございます。

加茂さんが原稿を準備してくださって、ありがとうございます。

本当にご尽力いただいて、いつもありがとうございます。

現在ですね3団体、登録をしてくださっていて、友栄精密さん、カフェューという飲食店さん、あとはチャイルドラインとんだばやしと、色々な団体の方と繋がるきっかけにもなっています。

コミュニティスペースを2ヶ月に1回、今年度も6回開催したんですけれども、来年度はカフェューさんでちょっと開催の企画が持ち上がっていますので、そういった意味でも、地元の企業や団体と繋がって、当事者と会う機会をどんどん増やししながら、また結び付きを

深めていって、色々な広がりがこの場所でできたら嬉しいなと思っています。以上です。

(中島会長)

ありがとうございます。

他の委員さんでご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは他に、ご質問、ご意見等がないようでしたら、以上で本日の案件を終了させていただきます。多数のご意見、ご提言をいただきありがとうございます。

最後は事務局より、お願いします。

(事務局)

本日は長時間、貴重なご意見、ご提言をたくさんいただきまして誠にありがとうございました。

まずちょっと資料の方が遅れたことによりまして、皆さんに大変ご迷惑をおかけしましたこと、改めてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。次回からはもう少し余裕を持って送付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本市の人権行政推進基本計画では、市の職員は、自治体行政は人権行政であるという認識を持つことを目指すと同時に、目の前にある様々な人権課題を少しでも解決していくという姿勢を大事にするということを目指しております。

次年度の審議会では、意識調査を通じて明らかになった本市の現状と課題を今後の施策に反映させていくため、第2次人権行政推進基本計画の第2期実施計画を策定したいと考えておりますので、また今後とも皆様の忌憚のないご意見を頂戴いたしたく考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は貴重なご意見誠にありがとうございます。

(中島会長)

ありがとうございました。

ちょっと急いだところもありますので、もしご意見がまだおありの方や、新たなご意見がおありの方につきましては、恐れ入りますが直接事務局の方にお伝えいただいて、事務局の方でご回答いただくなり、来年度の会議に反映させていただきたいと思っております。それでは長時間に渡りましたが、本審議会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。